

境港市第三中学校区学校運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市第三中学校区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、境港市第三中学校区小・中学校（以下「各学校」という。）の保護者及び地域住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等のもと、学校と地域住民等との信頼関係を深め、めざす子どもの姿を共有して児童生徒の健全育成を推進することを目的として設置する。

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- (1) 会長1人
  - (2) 副会長1人
- 2 役員を選出は、委員の互選により行う。
- 3 役員の職務は次のとおりとする
- (1) 会長は協議会を代表して会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、規則第12条に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 会議は年4回程度開催するものとする。ただし、会長が必要と認めた

ときは臨時に会議を開催することができる。

(2) 会長は、必要に応じ、議事に関連する各学校の教職員及び地域住民等の出席を求めることができる。

(3) 各学校の校長は、必要に応じ、各学校の教職員を出席させることができる。

(会議録の作成)

第6条 会長は、会議について会議録を作成するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。なお、その新設、廃止等については協議会の議決事項とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、各学校のいずれかに置くものとする。

2 前項の事務局を置く当該学校の校長は事務局長を指名する。

3 事務局長は、協議会活動の記録及び会議開催の通知等の事務を処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は、協議会の議決事項とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。